

どういしょ けん せたいじょうきょうもうしでしょ じりつしえんいりょうひ いくせいりょう
同意書 兼 世帯状況申出書《自立支援医療費(育成医療)》

わたし じりつしえんいりょうひ いくせいりょう、しきゅうにんてい かか しんせい にんてい もりぐちし たんとうしょくいん わたしおよ
私は、自立支援医療費(育成医療)支給認定に係る申請にあたり、その認定のために、守口市の担当職員が、私及び

わたし どういつせたいいん しゅうにゅうじょうきょう もりぐちし かぜいだいちょうなど しみんぜいかんけいこうぼ えつらん こくみんけんこうほけん
私と同一世帯員の収入状況につき、守口市の課税台帳等の市民税関係公簿を閲覧すること、また、国民健康保険・

こうきこうれいしゃいりょう かにゅうじょうきょう ほけんしかくかんけいこうぼ ひつよう おう た かんけいこうぼ えつらんおよ しんせいしょうめいじゅうりょう
後期高齢者医療の加入状況につき、保険資格関係公簿、また必要に応じて他の関係公簿を閲覧及び申請証明受領する

ことについて同意します。 なお、以上のことについては、下記の者の承諾を得ています。

また、転入の場合は、自立支援医療給付に係る診断書等の写しを転入前の自治体から取寄せることについて同意しま
す。

守口市長様

平成 年 月 日

しんせいしや
申請者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

ほごしやしめい
保護者氏名

いん
印

どういつけんこうほけんかにゅうせたいいん
【 同一健康保険加入世帯員 】

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょう ぜんいん しゃかいほけん ほんにん ひほけんじや きにゅう
国民健康保険・後期高齢者医療は全員、社会保険は本人と被保険者を記入してください。

しめい 氏名	せいねんがつび 生年月日	ねんれい 年齢	ぞくがら 続柄	じゅうしょ 住所
	平成 .		本人	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ
	大正 昭和 平成 .			<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ
	大正 昭和 平成 .			<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ
	大正 昭和 平成 .			<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ
	大正 昭和 平成 .			<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ

しちやうそんみんぜい さい ふようしんぞく
【 市町村民税における18歳までの扶養親族 】

こんかいえつらん じょうきせたいいん しちやうそんみんぜい どうがいしちやうそんみんぜい たいしやう とし にちじてん さい
今回閲覧する上記世帯員の市町村民税において、当該市町村民税の対象となる年の12月31日時点で、18歳までの

ふようしんぞく ねんしょうふようしんぞくおよびとくていふようしんぞく ぼあい か き きにゅう
扶養親族(年少扶養親族及び特定扶養親族)がいる場合、下記に記入してください。

ひふようしや しめい 被扶養者氏名	せいねんがつび 生年月日	ねんれい 年齢	ふようしや しめい 扶養者氏名	じゅうしょ 住所
	平成 .			<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ
	平成 .			<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ
	平成 .			<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ

「市町村民税における18歳までの扶養親族」欄について

○ 自立支援医療費(更生医療)の自己負担上限月額、世帯員の市町村民税区分、市町村民税所得割額により決定します。

平成24年度より市町村民税の扶養控除については、16歳未満の年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、自立支援医療の自己負担上限月額の決定にあつては扶養控除見直しによる影響額を少なくするため、扶養控除見直し前の旧税額で行うことになりました。

そのため、旧税額を正しく計算するため、16歳未満の年少扶養親族及び16歳から18歳までの特定扶養親族について、「同意書兼世帯状況申出書」に記載いただき、確認することとなりました。

○ 下記の要件を全て満たす場合には記入が必要となります。

1. 平成24年7月1日以降に自立支援医療費(更生医療)の申請をする方
2. 市町村民税課税世帯の方
3. 市町村民税の対象となる年の12月31日時点で、18歳までの控除対象扶養親族がいる方

(例) 平成30年度市町村民税の場合

ねんれい 年齢	たいしょう 対象となる可能性のある扶養親族の基準日(生年月日)
さい 0歳～15歳	へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち あいだ う かた 平成14年1月2日～平成29年12月31日までの間に生まれた方
さい 16歳～18歳	へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち あいだ う かた 平成11年1月2日～平成14年1月1日までの間に生まれた方

○ 上記の要件に該当しない場合は、「市町村民税における18歳までの扶養親族」欄の記載は必要ありません。

○ 記載漏れ等があった場合は、自己負担上限月額に影響が生ずる場合があります。

(注) ・ 年少扶養親族とは16歳未満の扶養親族を指します。

・ 特定扶養親族とは16歳から18歳までの扶養親族を指します。